

監査委員公表第8号

## 監査等の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき監査等を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和元年10月29日

寒川町監査委員 竹井 龍一郎  
同 天利 薫

1 監査の期間

令和元年10月1日から10月28日まで

2 監査等対象機関

環境経済部産業振興課

3 監査等の種別

随時監査

4 監査等対象

平成30年度における負担金、補助金及び交付金等の交付事務等

5 監査の方法

補助金等に関する書類等の提出を求め、補助金の目的に沿って事務の執行が適切かつ効率的に行われているかに重点を置き、書類を監査するとともに事情聴取を実施した。

6 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。